

令和4年度  
第2回 船橋市スポーツ推進審議会

# 会議資料

船橋市教育委員会 生涯学習部  
生涯スポーツ課



# 令和4年度 第2回 船橋市スポーツ推進審議会 会議資料

## 目次

### 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出（互選）について . . . 1
- (2) 令和4年度スポーツ関係団体補助金について . . . 4
  - ・（別冊1）補助金申請書
  - 補助金交付要綱

### 報 告

- (1) 第一次船橋市生涯スポーツ推進計画進捗状況について . . . 6
  - ・（別冊2）第一次船橋市生涯スポーツ推進計画進捗状況
- (2) 令和4年度船橋市ボッチャ交流大会の開催について . . . 6



**議題 1** 会長及び副会長の選出（互選）について

会長及び副会長は、船橋市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委員の互選により定めることとしております。

事前に意見を聴取した結果、山崎幸男委員を会長に、渡邊千代美委員を副会長に推薦するご意見をいただきました。

つきましては、以下の委員を審議会の会長及び副会長として選任してよろしいでしょうか。

会 長 推薦者名	船橋市スポーツ協会 会長 山崎 幸男
副会長 推薦者名	船橋市スポーツ推進委員 渡邊 千代美

# 船橋市スポーツ推進審議会条例

## ○船橋市スポーツ推進審議会条例

昭和51年3月31日

条例第24号

改正 平成23年12月20日条例第30号

## 船橋市スポーツ推進審議会条例

(平23条例30・改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関し、必要な事項を調査審議させるため、スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例30・全改)

(委員)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、学識経験者及び市職員のうちから船橋市教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の船橋市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により委嘱又は任命されているスポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の船橋市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第2条の規定によりスポーツ推進審議会

の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における当該者のスポーツ推進審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定により定められているスポーツ振興審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ施行日において新条例第4条第1項の規定によりスポーツ推進審議会の会長及び副会長として定められたものとみなす。

## 議題2 令和4年度地域スポーツ推進事業補助金について

地域スポーツ推進事業補助金について、7団体より補助金申請がございました。

当該補助金は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱(以下、要綱という。)に基づき、スポーツに関する事業をとおして、地域の交流を深めたり、コミュニティーづくりに役立てたりすることを目的として行う事業に対し交付するものです。

つきましては、要綱第7条に規定されているとおり、補助金の申請について委員の皆様よりご意見をお聞かせいただければと存じます。

なお、事業の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)におけるスポーツ関連事業の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン(生涯スポーツ課)」等の対策を講じることを依頼しております。

審議にあたっては次の資料をご覧ください。

- |         |               |
|---------|---------------|
| 本冊 P. 5 | 令和4年度 補助金一覧表  |
| 別冊 1    | 補助金申請書        |
|         | ・各団体からの申請書類一式 |
|         | ・補助金交付要綱      |

ご審議のほどよろしくお願いいたします。



議題 (2) 令和4年度地域スポーツ推進事業補助金について

令和4年度 補助金一覧

No.	団体名 (地域スポーツ推進事業補助金)	代表者 (申請時)	参加予定者数 (名)	令和4年度 市補助予算額 (円)	令和3年度 市補助決算額 (円)	担当所管
1	高根台地区自治会連絡協議会	石川 敏 宏	250	50,000	0	
2	習志野台・西習志野地区自治会連合協議会	朝比奈 敏 勝	125	90,000	0	
3	坪井地区自治連合会	田 中 裕 治	140	100,000	0	
4	八木が谷地区自治連絡協議会	宮 澤 博	220	60,000	50,000	生涯 スポーツ 課
5	本町地区連合町会	宮 崎 修	500	100,000	0	
6	法典地区自治会連合会	川 崎 昇	3,000	300,000	0	
7	塚田地区連合自治会	川 野 友 孝	100	140,000	0	
				840,000	50,000	

## 報告1 第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の進捗状況について

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の進捗状況について、別冊2のとおりとりまとめましたのでご報告します。

## 報告2 令和4年度船橋市ボッチャ交流大会について

障がいのあるなしに関わらず、誰もが楽しめるパラスポーツを普及・推進するために「ボッチャ」を通じて、相互の理解を深めるとともに、心身ともに健康な市民の育成に寄与することを目的とし、船橋市ボッチャ交流大会を開催します。

今年度は、ボッチャ（パラスポーツ）を地域に根付かせるため、5ブロックで大会を開催します。

そして、ブロック大会の代表チームが中央大会に進みます。

詳細につきましては、次項のチラシをご確認ください。



# 令和4年度 船橋市 ボッチャ交流会

申込期限  
令和4年9月14日

船橋市ホームページ



## (1) ブロック大会

- ① 東部地区 9月24日(土) 東部公民館
- ② 西部地区 10月 2日(日) 塚田公民館
- ③ 北部地区 10月 8日(土) 北部公民館
- ④ 南部地区 10月16日(日) 浜町公民館
- ⑤ 中部地区 10月29日(土) 高根公民館

受付	13:00~13:20
練習	13:30~
試合	14:15~16:30

## (2) 中央大会

※各ブロックから選出された2チームが中央大会へ進出※  
 令和4年11月23日(祝・水)  
 船橋市役所本庁舎11階 大会議室

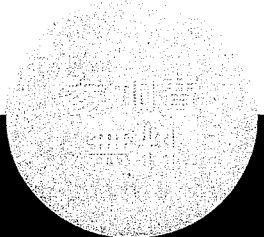
受付	9:00~9:20
試合	9:30~12:00

申込フォーム



◇問い合わせ先 船橋市教育委員会 生涯スポーツ課 スポーツ振興係  
 TEL 047-436-2912 E-mail supotsu@city.funabashi.lg.jp

主催 船橋市教育委員会  
 協力 千葉県障がい者スポーツ協会 船橋障がい者スポーツ協会  
 船橋市スポーツ推進委員協議会



◇参加資格

船橋市内在住・在勤・在学する小学生以上(小学生は保護者同伴)で、ポッチャの大まかなルールを理解している方

- ・チームの人数は1チーム3～4名とする。(介助者は含まない)
- ・障害の有無は問わない。
- ・複数チームへの重複登録は認めない。

◇参加者数 (1) ブロック大会 最大16チーム(事前申し込み、抽選)

(2) 中央大会

- ・各ブロック代表2チーム(計10チーム)
- ・ゲストチーム1～4チーム(特別支援学校等)

◇参加料 無料

◇競技形式

(1) 1チーム3～4名の団体戦

(2) ブロック大会では試合前に、練習時間を設け、ルールや競技方法等を確認する。

(3) ブロック大会、中央大会ともに、予選リーグと決勝リーグにより順位を決定する。予選リーグの組合せは主催者責任抽選とし、当日発表する。

(4) ルールは日本ポッチャ協会公認ルールに準ずる。ただし、一部ルールは別紙「船橋市ポッチャ交流大会運営要領」により行う。

◇注意事項 大会参加にあたって選手の健康管理に十分留意してください。競技中に負傷した場合、応急処置はいたしますが、その後の責任は負いかねますので、ご了承ください(会場までの往復中の事故も同様です)。保険につきましては、必要に応じて各自でご加入ください。

◇感染対策

(1) 大会参加者は、当日来場時に検温、体調確認を行います。また、競技前には手指消毒をお願いします。

(2) 当日はマスク着用でご来場ください。

(3) 小学生の保護者(選手と介助者を除く)につきましては、会場内の密集を避けるため、小学生1名につき保護者1名までとなります。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、大会の中止や競技方法を変更する場合があります。

◇申込方法 次のいずれかの方法でお申し込みください。

A. 船橋市役所ホームページにある「申込みフォーム」から入力してください。

\* 表面のコードを読み取るか、下記のページへ進んでください。

トップページ▶生涯学習・文化・スポーツ▶スポーツ▶船橋市ポッチャ交流大会を開催します!!

B. 「参加申込書」を郵送またはFAXで提出してください。

[郵送] 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市教育委員会 生涯スポーツ課

[FAX] 047-436-2908

※「参加申込書」は生涯スポーツ課または各会場で配布しています。

◇申込期限 令和4年9月14日(水) 必着

※応募者多数の場合、抽選のうえ結果をご連絡します。大会1週間前までに連絡がない場合は、お問い合わせください。

別冊 1

令和4年度  
第2回 船橋市スポーツ推進審議会

# 補助金申請書

船橋市教育委員会 生涯学習部  
生涯スポーツ課



# 令和4年度 第2回 船橋市スポーツ推進審議会

## 【別冊1】地域スポーツ推進事業補助金申請書

### 目次

#### 地域スポーツ奨励事業

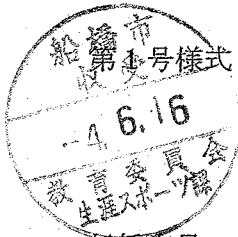
1. 高根台地区自治会連絡協議会 . . . 1
2. 習志野台・西習志野地区自治会連合協議会 . . . 4
3. 坪井地区自治連合会 . . . 7
4. 八木が谷地区自治連絡協議会 . . . 10
5. 本町地区連合町会 . . . 13
6. 法典地区自治会連合会 . . . 16
7. 塚田地区連合自治会 . . . 19

#### 【参考資料】

- 船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱 . . . 22







船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

2022年6月16日

船橋市長 あて

申請者 住所 船橋市高根台1-9-21-103  
 団体名 高根台地区自治会連絡協議会  
 代表者 会長 石川敏宏

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和4年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	2022年10月9日(日) 高根台第3小の学校校庭 (雨天時は体育館)	
	実施年月日	2022年10月9日(日)	
	実施場所	高根台第3小の学校校庭 (雨天時は体育館)	
	目的・内容	老いも若きも大人も子どもも地域交流の運動会	
経費所要総額			円 152,500.
交付申請額			円 50,000.
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
  - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
- ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 ( )

# [秋の大イベント] 案

高根台地区自治会連絡協議会

## 2022 わ～い！たかね体動祭

2022年10月 9日（日） 9時30分～12時30分

高根台第3小学校 校庭（雨天時は体育館）予定

### ◎ サブタイトル

老いも若きも大人も子どもも地域が交わる運動会

### ◎ コンセプト

身体をちょっぴり動かし地域のつながりと笑顔づくり

挨拶が飛び交う地域の「和・輪・環」のきっかけづくり

### （種 目）

#### 団体競技

- ① デカパンリレー
- ② 大玉ころがし
- ③ 玉入れ
- ④ 対抗リレー
- ⑤ 関所破り

#### 個人競技

- ① あんたが一番
- ② ヨーイドン（幼児参加）
- ③ 借り物競争
- ④ 1.0.0m競争

# 2022わ～い！たかね体動祭予算案

高根台地区自治会連絡協議会

会長 石川 敏宏

## 収入の部

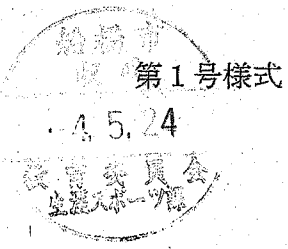
会計 山崎 宏美

項 目	摘 要	金 額
船橋市補助金	地域スポーツ奨励事業補助金	50,000
体動祭お祝い金	各町会協賛金・お祝い金	60,000
地区連負担金		42,500
合 計		152,500

## 支出の部

項 目	摘 要	金 額
報償費	参加賞/一般競技/富くじ(抽選)	115,000
印刷製本費	プログラム・ポスター・競技種目等印刷用紙	20,000
使用料	集会所・公民館使用料他	2,500
保険料	普通傷害保険 参加者全員	15,000
合 計		152,500

当日の参加人数 約 250名



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

2022年5月24日

船橋市長 あて

申請者 住所 船橋市西習志野1-51-4  
 団体名 習志野台・西習志野地区自治会連合協議会  
 代表者 会長 朝比奈 敏勝

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和4年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	オ21回 町会・自治会対抗グラウンドゴルフ大会	
	実施年月日	令和4年10月2日(日) 予備日 10月9日	
	実施場所	船橋市立 習志野台オ21小学校 校庭	
	目的・内容	習志野台・西習志野地区におけるスポーツの普及および相互の交流と健康の増進を図る。	
経費所要総額		160,000.	円
交付申請額		90,000.	円
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めなくて補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ( )

令和 4年 5月

## 第21回町会・自治会対抗グラウンドゴルフ大会事業計画書

習志野台・西習志野地区自治会連合協議会

- 主 催 習志野台・西習志野地区自治会連合協議会
- 後 援 習志野台地区スポーツ推進委員会
- 内 容 習志野台自治連加盟の26町会・自治会による  
第21回グラウンドゴルフ大会を実施する
- 実施日時 令和 4年10月2日（日曜日） 予備日9日
- 参加人員 25チーム 125名
- 場 所 船橋市立習志野台第二小学校校庭
- 競技方法 各町会・自治会代表の1チーム5名による  
団体戦及び個人戦

令和 4年 5月

第21回習志野台・西習志野地区自治会連合協議会主催

町会・自治会対抗グラウンドゴルフ大会予算書

船橋市習志野台・西習志野地区自治会連合協議会

会長 朝比奈敏勝

会計 中村治子

収入の部

項目	金額	摘要
船橋市スポーツ推進 事業補助金	90,000	
参加費	25,000	25 チーム×1000 円
習自治連負担金	45,000	
合計	160,000	

支出の部

項目	金額	摘要
報償費	115,000	カップ、メダル、参加賞
消耗品費	10,000	用紙、文具、コピー代
運搬費	10,000	機材運送
会議・食糧費	25,000	弁当、飲料
合計	160,000	

対象外

= 135,000

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

4.5.30

令和4年5月30日

船橋市長 あて

申請者 住所 船橋市坪井東5-17-14  
 団体名 坪井地区自治連合会  
 代表者 田中裕治

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和4年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	第28回 グランドゴルフ大会	
	実施年月日	令和4年10月23日(予備日10月30日)	
	実施場所	坪井小学校グラウンド	
	目的・内容	地区におけるスポーツの普及と住民の健康増進、親睦を図る。 (内容は事業計画書参照)参加予定人数140人	
経費所要総額		150,000円	
交付申請額		100,000円	
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ( )

令和4年5月30日

## 令和4年度 坪井地区スポーツ大会 事業計画書

坪井地区自治連合会  
会長 田中 裕治  
大会委員長 當山 繁

事業名:第28回グランドゴルフ大会

実施日時:令和4年10月23日(日) 午前8時30分~12時30分

開催場所:坪井小学校グラウンド

参加者:坪井地区自治連合会加入7町会・自治会の会員

:坪井中学校生徒

:坪井小学校生徒

予定参加者人数:140名

コース :24コース予定

協議方法:個人戦、男女混合

表彰等:優勝者以下順位賞を予定

:参加者全員に参加賞を予定

:小学生、中学生は別に賞品を用意予定

実行委員:各町会・自治会の会長・副会長等

協力 :坪井地区スポーツ推進委員(コース設定、ルール、競技説明、指導協力)

※新型コロナウイルスの感染防止対策:感染拡大予防ガイドラインを遵守した運営に徹し、  
事故、けが等の無い様、お互いにルールを守り注意して競技及び、監視、監督致します。

以 上



令和4年5月30日

## 令和4年度 坪井地区スポーツ大会 予算書

坪井地区自治連合会

会長 田中 裕治

会計 熊野 勉

### 1. 収入の部

項目	金額	備考
船橋市スポーツ推進事業補助金	100,000	
坪井地区助成金	50,000	
合計	150,000	

### 2. 支出の部

項目	対象経費	備考
報奨費	20,000	小・中学生用参加賞品(景品)
報奨費	120,000	一般用参加賞品(景品)
消耗品費	5,000	白線用石灰等
印刷製本費	5,000	チラシ、ポスター等
合計	150,000	



第1号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和4年5月13日

船橋市長 あて

申請者 住所 船橋市八幡谷1-7-17  
 団体名 八幡谷地区自治連合協議会  
 代表者 会長 宮澤 博

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	4年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	① 地域スポーツ奨励事業 ② 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	八幡谷地区秋季グラウンドゴルフ大会	
	実施年月日	令和4年11月13日(日)	
	実施場所	八幡谷中学校(校庭)	
	目的・内容	地域における住民の健康と仲間作り)220人	
経費所要総額			126,000 円
交付申請額			60,000 円
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であつて特定収入割合が5%を超える

その他 ( )

町会長・自治会長 各位

八木が谷地区自治連絡協議会  
八木が谷地区スポーツ推進委員  
地区長、実行委員長  
梅木 榮千子

## 八木が谷地区自連 秋季グラウンド・ゴルフ大会のご案内

時下、貴町会・自治会におかれましては、益々ご健勝の事とお喜び申し上げます。  
日頃は、地域スポーツ振興にご協力を戴き誠にありがとうございます。  
さて、令和4年度 八木が谷地区秋季グラウンドゴルフ大会を下記の通り開催いたしますので  
ご参加くださいますようお願いを申し上げます。

### 記

主 催	八木が谷地区自治連絡協議会 八木が谷地区スポーツ推進委員会
共 催	八木が谷スポーツクラブ
日 時	令和3年11月13日(日) 受 付午前8時30分
会 場	八木が谷中学校 (校庭) 開会式午前8時45分
参加資格	八木が谷地区在住の男女
競 技	12ホール2回戦=24ホールストロークプレー
チーム編成	町会・自治会単位1チーム4名編成
参加費	1チーム=1,200円
申込み	大会参加者は申込書に記入の上、参加費を添えて 10月15日(土)公民館、第2集会室(午後3:30~4:00)

※ 当日体調の悪い方はご遠慮くださるようお願いいたします。

## 八木が谷地区 秋季グラウンド・ゴルフ大会参加申込書

町会・自治会		代表者			電話		
NO	氏 名	性別	年齢	住 所	電 話	クラブ会員	未会員
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

※保険の関係でスポーツクラブ会員、未会員の所にチェックをお願いします。

## 令和4年度八木が谷地区グラウンドゴルフ大会（予算案）

八木が谷地区自治連絡協議会

会長 宮澤 博

会計 渡部 弘巳

## 1. 収入の部

項 目	金 額	備 考
船橋市スポーツ推進事業補助金	60,000	
参 加 費	66,000	300円×220人
合 計	126,000	

## 2. 支出の部

項 目	金 額	備 考
報 償 費	115,000	参加賞、入賞景品
印 刷 製 本 費	1,000	用紙印刷費
通 信 運 搬 費	2,000	運搬費
消 耗 品 費	5,000	備品
保 険 料	3,000	大会保険料
合 計	126,000	



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

2022年5月23日

船橋市長 あて

申請者 住所 船橋市本町4-43-16  
 団体名 本町地区連合町会  
 代表者 宮崎 修

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和4年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	① 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	第24回本町地区スポーツ・福祉祭	
	実施年月日	令和4年11月3日	
	実施場所	船橋市立船橋小学校	
	目的・内容	地区におけるスポーツの普及と住民の健康増進(500人)	
経費所要総額		329,500	円
交付申請額		100,000	円
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ( )

# 企 画 書

## タイトル:「第24回 本町地区スポーツ・福祉祭」 ＜サブタイトル:元気になるう・仲間をつくろう 本町地区祭2022＞

1. 開催日 令和4年11月3日(水):文化の日
2. 開催時間 受付: 9時00分～11時00分 開会式: 9時40分  
開始: 10時00分～14時30分
3. 会場 船橋小学校校庭・体育館・船小ホール&ギャラリー 等
4. 目的 ①スポーツを行う動機づけ  
②スポーツの楽しさと地域交流促進の場  
③健康測定及び健康増進の啓発  
④福祉環境の充実した地域づくり
5. 主催 船橋市本町地区連合町会
6. 共催 船橋市本町地区社会福祉協議会
7. 主管 本町地区スポーツ・福祉祭 実行委員会
8. 参加対象 本町地区在住者 (参加予定者数 500名)
9. 広報 チラシ・ポスターにて案内 船小在校生へのチラシ配布  
各町会・自治会員への周知(回覧等) 実行委員によるPR
10. 内容 午前の部:生涯スポーツを中心に楽しむ  
【校庭】グラウンドゴルフ・ペタンク・ストラックアウト・昔遊びコーナー  
【体育館】ボッチャ・スポーツ雪合戦・卓球  
【ホール&ギャラリー】福祉の部屋(お休み処) コーヒー・お茶・お菓子用意  
健康測定コーナー 介護・福祉相談コーナー(本町地域ケア会議の活動報告)  
\*昼食:参加者全員に焼きそば・トン汁を提供  
午後の部:みんなで楽しめるレクリエーション  
【校庭】玉入れ・パン食い競争・スプーンレース(飴玉探し)・大玉送り
11. 実行委員 ◇本町地区連合町会加盟の町会・自治会◇本町地区社会福祉協議会  
◇本町地区スポーツ推進委員 ◇市・地域保健課(保健師・看護師)  
◇青少年相談員南部ブロック◇消防団第3分団◇本町在宅介護支援センター  
◇船橋小学校 ◇船橋小学校父母と教師の会 ◇船橋小学校お父さんの会  
◇青少年の環境を良くする市民の会 ◇船橋駅周辺安全推進協議会

以上

令和4年5月

本町地区連合町会会長 宮崎 修  
本町地区社会福祉協議会会長 松岡 毅  
スポーツ推進委員本町地区地区長 小島 松雄  
本町地区連合町会事務長 堀江 保

令和4年5月16日

# 令和4年度第24回本町地区スポーツ・福祉祭 収支予算書

本町地区連合町会  
会長 宮崎 修  
会計 小出 忠行

## 1. 収入の部

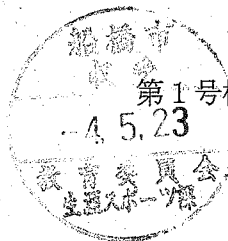
項目	金額	備考
船橋市スポーツ推進事業補助金	100,000	
本町地区各町会・自治会等協賛金	135,000	
本町地区連合町会負担金	94,500	
合計	329,500	

## 2. 支出の部

項目	対象経費	備考
報償費	130,000	参加賞景品
旅費	0	
消耗品費・備品購入費	46,000	コピー用紙・プリンターインク等
印刷製本費	8,500	チラシ・プログラム等印費
手数料	2,000	細菌検査手数料
通信運搬費	0	
保険料	0	
使用料及び賃借料	1,000	駐車場使用料
会議費	52,000	会議・反省会
食糧費	90,000	参加者用 焼きそば・豚汁
合計	329,500	

= 187,500

対象外



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

2022年 5月23日

船橋市長 あて

申請者 住所 船橋市馬込西2-15-23  
団体名 法典地区自治会連合会  
代表者 川崎 昇

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和4年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	第23回法典地域祭	
	実施年月日	2022年11月13日(日)	
	実施場所	法典公園(グラスポ)	
	目的・内容	地域住民の親睦とスポーツ、文化の向上。 地域の公共施設、防犯、防災の関心向上。	
経費所要総額	630,000円		
交付申請額	300,000円		
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書		

消費税の適用に関する事項(該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他( )



## 第23回法典地域祭 事業計画書（企画書）

- <目的> \*地域祭を通じて地域住民の親睦を図り、明るく健康な住民の「交流」と継承されるべきイベントを目指す。
- <タイトル> \*『第23回 法典地域祭』
- <テーマ> \*緑豊かなまちに、お祭りとスポーツで楽しむ。
- <祭典内容> \*誰でも参加できるスポーツと文化の祭典。  
\*家族揃って、スポーツでよい汗をかき 地元の文化を見て楽しむ。  
\*地域住民への公共施設、行政及び警察、消防団の活動の紹介
- <参加者数> \*3,000名
- <期待効果> \*幼児から高齢者までスポーツを通して楽しめる、スポーツの祭典。  
\*法典地区の緑豊かな自然環境の中で、人と人とのふれあいの場としたい。  
\*生涯スポーツへの関心と地元文化の向上  
\*周辺地域の公共施設・防犯・防災 への関心の向上
- <期 日> \*令和4年11月13日（日） 9:30~15:00  
（雨天の場合、雨天メニューで実施。）
- <会 場> \*法典公園（グラスポ）全施設（除くテニスコート）
- <主 催> \*法典地区自治会連合会  
\*法典地域祭実行委員会
- <主 管> \*法典地区スポーツ推進委員会  
\*法典地区スポーツ推進委員
- <協力団体> \*文化委員会、環境委員会、広報委員会、防犯委員会、女性委員会  
青少年委員会（含むPTA）、福祉委員会（地区社会福祉協議会）  
法老協、スポーツクラブ諸団体、消防団、青少年相談員、法子連
- <協 力> \*法典公民館、丸山公民館、法典公園（グラスポ）

令和4年 5月 日

# 令和4年法典地区地域祭予算書

法典地区自治会連合会

会長 川崎 昇

会計 竹内 正則

## 1.収入の部

(単位円)

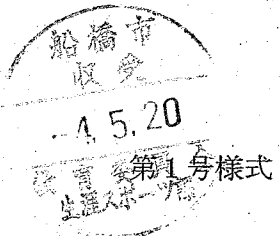
項 目	金 額	備 考
市補助金	300,000	
自治会連合会地域祭分担金	330,000	
合計	630,000	

## 2.支出の部

(単位円)

項 目	金 額	備 考
報償費	302,000	参加賞・景品・謝礼
旅費	0	
消耗品費	15,000	用紙・文具・紐類他
備品購入費	0	
印刷製本費	10,000	開催案内場内案内・ポスター・配布用パンフ
手数料	0	
通信運搬費	55,000	はがき・切手・車両借用代
保険料	15,000	傷害保険料
使用料及び賃借料	53,000	地域祭施設使用料、プロパン他
会議費	50,000	補助金対象外：会議費用
食糧費	130,000	補助金対象外：協力団体の弁当代金
合計	630,000	

補助金収入(A)	300,000
補助対象経費合計(B)	450,000
差額	-150,000
補助率 (A) ÷ (B)	66.6%



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和4年5月20日

船橋市長 あて

申請者 住所 船橋市北本町2-56-3  
 団体名 塚田地区連合自治会  
 代表者 川野 友孝  
 会長

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	R4 年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	塚田地区第1回 スポーツレク大会 <del>塚田地区スポーツ大会</del>	
	実施年月日	R4年9月23日	
	実施場所	行田東小学校体育館	
	目的・内容	参加予定(100)名 地区におけるスポーツの普及と健康増進	
経費所要総額			円 225,000-
交付申請額			円 140,000-
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
  - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
- ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 ( )

塚田地区第1回 スポーツレク大会 (ボッチャ) 計画案

日程 R4年9月23日(金) 秋分の日

場所 行田東小学校 体育館

集合 9時30分まで その後健康観察など

開会式 9時45分

- ・会長挨拶
- ・スポーツ推進委員紹介・ルール説明
- ・注意事項
- ・コート発表

競技開始 10時10分予定

最大6コート 町会自治会より参加者3名 2チーム位予定

参加チーム数によりトーナメント形式などを決める。

閉会式 11時45分予定

- ・表彰式
- ・閉会の言葉

\*コロナの状況を考慮し、開催、人数など変更あり

参加募集は7月の理事会で行う

R4 年 5月17日

令和4年度 塚田地区 スポーツレク大会 収支予算書  
 第1回

塚田地区連合自治会  
 会長 川野 友孝  
 会計 幸田 毅彦

1 収入の部		
項目	金額	備考
船橋市推進事業補助金	140,000	
塚田地区連合自治会助成金	85,000	一部自治会負担より
合計 <small>負担金</small>	225,000	

2 支出の部

項目	対象経費	
報償費	100,000	参加賞景品(トロフィー・景品)
消耗品費・備品購入費	85,000	ポツチャ資材・消毒用品・審判用、受付用筆記具など
印刷製本費	10,000	案内・対戦表など印刷費
通信運搬費	10,000	はがき、切手など
保険料	5,000	レクリエーション保険100名
食糧費	15,000	お茶代 <small>お茶代</small>
合計	225,000	

補助対象経費

¥210,000

## 船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、スポーツに関する事業をとおして、地域の交流を深めたり、コミュニティーづくりに役立てたりすることを目的として行う事業に対し、船橋市地域スポーツ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号、以下「規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定め、該当補助金を交付することにより、市民に対しスポーツを体験できる場を増やすことを目的とする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受け取ることのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体として、船橋市教育委員会に登録した次の号に掲げる団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内町会、自治会が相互の連携を図るため、地域的に組織している団体  
(地区自治会連絡協議会・地区町会連合会・地区連絡協議会・地区自治会町会連合会・地区連合町会・地区連合自治会・地区町会自治会連合会・地区自治連合会・地区自治会連合協議会・地区自治会連合会・町会自治会連合会・地区町会自治会連絡協議会・地区自治連絡協議会)
- (2) 船橋市スポーツと健康を推進する会

### (補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が必要と認める事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

第7条 市長は補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を聞くものとする。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行なった時は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部、又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

- 2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者

が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付時期)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者が、前条第1項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けた場合であって、第12条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあつては不足額を請求し、残額が生じた場合にあつてはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第16条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績



報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象団体	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額
地区自治会連絡協議会等	ア)地域スポーツ奨励事業	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の2を乗じた額(100円未満があるときは、これを切り捨てた額)の範囲内とし、1地区の補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。
船橋市スポーツと健康を推進する会	イ)地域スポーツ祭支援事業(ジョイ&スポーツ、スポーツの祭典)	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の2を乗じた額(100円未満があるときは、これを切り捨てた額)の範囲内とし、ジョイ&スポーツの補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とし、スポーツの祭典の補助金の額が35万円を超えるときは、35万円とする。

備考

- 1 上記の対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。
- 2 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。

別冊 2

船橋市生涯スポーツ推進計画進捗状況

～令和3年度実績～

令和4年8月



## 令和3年度の事業評価について

令和3年度の事業評価については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価とするため、従前の評価区分を見直し、実施しました。

### ◇令和3年度 評価区分

- A.何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。
- B.何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。
- C.事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。
- D.事業を実施できなかった。

※「何らかの形式」とは、事業を実施するにあたり、元年度以前と同様の従来形式で行ったもの、または、新しい生活様式を踏まえて従来形式を変更して行ったものを指す。

※「事業目標を達成できた」とは、事業ごとに各課で設定した目標を、例年どおりに達成できた場合を指す。

### 【参考 従前の評価区分】

- A. 目標に対し達成度が非常に高い・数値目標の場合、80%以上
- B. 目標に対し達成度が高い・数値目標の場合、60%以上80%未満
- C. 目標に対し達成度がやや低い・数値目標の場合、40%以上60%未満
- D. 目標に対し達成度が低い・数値目標の場合、40%未満

### ◇評価の内訳

区分	評価数	割合
A	12	21.1%
B	36	63.2%
C	2	3.5%
D	6	10.5%

### ◇今後の方向性の内訳

区分	評価数	割合
継続	53	91.4%
拡大	3	5.2%
縮小	0	0.0%
廃止	0	0.0%
未定	0	0.0%

### ◇結果

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き、市が主催する事業や地域住民等が行う事業について中止や縮小となるケースが多かった。

しかしながら、感染拡大予防に関するガイドライン等に基づき、感染対策を徹底したうえで、一部の事業を実施することができた。

今後も新型コロナウイルス感染症の対策を徹底するとともに、新しい生活様式に対応した事業を検討し実施していく。

【評価区分】

- A.何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。  
 B.何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。  
 C.事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。  
 D.事業を実施できなかった。  
 ※「何らかの形式」とは、事業を実施するにあたり、元年度以前と同様の従来形式で行ったもの、  
 または、新しい生活様式を踏まえて従来形式を変更して行ったものを指す。  
 ※「事業目標を達成できた」とは、事業ごとに各課で設定した目標を、例年どおりに達成できた場合

施策	取組名	事業名	評価区分	方向性	担当課	
第1部	生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備					
	生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の促進					
	(1)	① スポーツ推進団体との連携				
		1	スポーツ推進団体への支援	A	継続	生涯スポーツ課
		② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援				
		1	総合型地域スポーツクラブの設立支援・育成	B	継続	生涯スポーツ課
		2	船橋市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の支援	B	継続	生涯スポーツ課
		③ 指定管理者の活用				
		1	指定管理施設の活用	A	継続	生涯スポーツ課
		④ スポーツ施設利用予約におけるサービスの向上				
		1	スポーツ施設予約システムの活用	A	継続	生涯スポーツ課
		スポーツ・レクリエーション指導者の養成と活用				
	(2)	① 指導者の養成				
		1	ふなばし市民大学校(スポーツコミュニケーション学科)の充実	A	継続	社会教育課
		2	スポーツ推進委員協議会の各種研修会等への支援	B	継続	生涯スポーツ課
		② 指導者の発掘と活用				
		1	スポーツ指導者の発掘	D	継続	生涯スポーツ課
		2	競技スポーツ指導者等との連携の強化	B	継続	生涯スポーツ課
	3	各コミュニティにおけるスポーツ活動の啓発強化	B	継続	生涯スポーツ課	
	健康・体づくり環境の整備					
	(3)	① 健康に関する学習機会の充実				
		1	健康教育の充実	B	継続	地域保健課
		2	公民館等におけるスポーツ教室の開催	A	継続	社会教育課
		② 相談事業の拡充				
		1	学校における健康相談	B	継続	保健体育課
		2	成人健康相談	B	継続	地域保健課
		③ 健康・体づくり環境の整備充実				
		1	各種健康・体づくり講習会、研修会の開催支援	D	継続	生涯スポーツ課
		2	公園を活用した健康づくり事業の検討	B	継続	地域保健課
		3	親子教室等の開催	A	継続	地域子育て支援課
		4	公的トレーニング施設の整備	A	拡大	生涯スポーツ課
		スポーツ・レクリエーション国際交流の推進				
(4)	① 国際交流事業の推進					
	1	スポーツ交流事業の助言	D	継続	国際交流課	
1	市民レベルでの交流活動との連携	D	継続	国際交流課		

【評価区分】

- A.何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。  
 B.何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。  
 C.事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。  
 D.事業を実施できなかった。  
 ※「何らかの形式」とは、事業を実施するにあたり、元年度以前と同様の従来形式で行ったもの、または、新しい生活様式を踏まえて従来形式を変更して行ったものを指す。  
 ※「事業目標を達成できた」とは、事業ごとに各課で設定した目標を、例年どおりに達成できた場合

施策	取組名	事業名	評価区分	方向性	担当課	
第2部	生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進					
	生涯スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充					
	市民主導のスポーツイベントの推進					
	①	1	全市レベルのスポーツイベントの支援	B	継続	生涯スポーツ課
		2	地域スポーツイベントへの支援	B	継続	生涯スポーツ課
	スポーツ教室の開催					
	②	1	市民スポーツ教室の開催	B	継続	生涯スポーツ課
		2	公民館等におけるスポーツ教室の開催(再掲)	A	継続	社会教育課
		3	公園を活用した健康づくり事業の検討(再掲)	B	継続	地域保健課
	スポーツ情報の発信					
	③	1	各種媒体の活用	B	継続	生涯スポーツ課
		2	スポーツ関係団体との連携	B	拡大	生涯スポーツ課
	スポーツ事業への協力と連携					
	④	1	スポーツ事業への協力と連携	A	継続	生涯スポーツ課
	学校での体育・スポーツ活動の充実					
	学校体育・スポーツ活動の指導の支援					
	①	1	小中学校における個に応じた指導の充実	B	継続	保健体育課
		2	研修の充実と指導者の資質の向上	B	継続	保健体育課
		3	学校体育施設・用具の安全管理の徹底	B	継続	保健体育課
		4	安全点検の徹底	B	継続	保健体育課
	児童生徒の体力の向上					
	②	1	教育活動をととした体力向上の推進	B	継続	保健体育課
		2	体力向上推進委員会の充実	B	継続	保健体育課
	運動部活動の推進					
	③	1	教育活動指導者の派遣	B	継続	保健体育課
		2	運動部活動と生涯スポーツ活動との連携	D	継続	生涯スポーツ課
		3	市立船橋高等学校との連携	A	継続	保健体育課・生涯スポーツ課
	競技スポーツの充実					
	スポーツ推進団体への支援					
	①	1	市スポーツ協会加盟団体への支援	B	継続	生涯スポーツ課
		2	各種大会開催への支援	B	継続	生涯スポーツ課
	市民体育大会・県民体育大会などの充実					
②	1	市民体育大会への支援	B	継続	生涯スポーツ課	
	2	県民体育大会への支援	C	継続	生涯スポーツ課	
大規模大会の開催・協力						
③	1	大規模大会等の支援開催	A	継続	生涯スポーツ課	

【評価区分】

- A.何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。  
 B.何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。  
 C.事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。  
 D.事業を実施できなかった。  
 ※「何らかの形式」とは、事業を実施するにあたり、元年度以前と同様の従来形式で行ったもの、  
 または、新しい生活様式を踏まえて従来形式を変更して行ったものを指す。  
 ※「事業目標を達成できた」とは、事業ごとに各課で設定した目標を、例年どおりに達成できた場合

施策	取組名	事業名	評価区分	方向性	担当課	
第2部	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進					
	(4)	①	参加機運の高揚			
		1	各種スポーツ・レクリエーション事業の参加枠の拡大	B	継続	生涯スポーツ課
		各種事業への支援				
	②	1	高齢者団体のスポーツ・レクリエーション活動の支援	B	継続	高齢者福祉課
		2	高齢者が参加するスポーツ・レクリエーション大会への支援	B	継続	高齢者福祉課
	障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進					
	(5)	①	参加機運の高揚			
		1	障害のある人の参加できる各種スポーツ・レクリエーション事業の検討	A	継続	生涯スポーツ課
		各種事業への支援				
	②	1	障害者団体のスポーツ・レクリエーション活動の支援	B	継続	障害福祉課
		2	スポーツ・レクリエーション大会の支援	B	継続	障害福祉課
	③	指導者の確保				
	1	指導者の育成の支援	B	継続	生涯スポーツ課	
④	競技性の高い障害者スポーツの支援					
1	競技性の高い障害者スポーツの支援方法の検討	B	継続	生涯スポーツ課		
第3部	スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実					
	スポーツ・レクリエーション施設の整備					
	(1)	①	公式競技のできるスポーツ施設の整備			
		1	各施設の充実	B	継続	生涯スポーツ課
		地域スポーツ施設の整備				
	②	1	運動広場の整備・拡充	B	継続	生涯スポーツ課
		2	まちかどスポーツ広場の整備・拡充	B	拡大	生涯スポーツ課
	学校体育施設の開放					
	(2)	体育施設開放の促進				
	①	1	学校体育施設開放事業の充実	B	継続	生涯スポーツ課
民間スポーツ・レクリエーション施設、地域にある大学等との連携・協力						
(3)	民間スポーツ・レクリエーション施設、地域にある大学等との情報交換					
	①	1	民間スポーツ・レクリエーション施設の情報提供	C	継続	生涯スポーツ課
		2	地域にある大学との連携	D	継続	生涯スポーツ課



# 事業評価シート



事業一覧表

目指すべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでもきがるに楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態。

- 第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
- 第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- A 何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。 継続
- B 何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。 拡大
- C 事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。 縮小
- D 事業を実施できなかった。 廃止  
未定

施策の方向	事業名	事業内容	取り組み内容	令和2年度評価		令和3年度評価		今後の方向性		担当課
				評価区分	評価	評価区分	評価	方向性	左記の理由や今後の具体的な取組	
第1部	(1) ①	1	スポーツ推進団体への支援	A	<p>【スポーツ推進委員協議会】</p> <p>スポーツ推進委員協議会に対し、活動支援及び各種補助金の交付を行ないました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内一円を歩く「元氣ふなばし健康ウォーキング」が中止となり、各地区ごとのスポーツイベントもそのほとんどが中止となりました。</p> <p>【スポーツと健康を推進する会】</p> <p>スポーツと健康を推進する会に対し、活動支援及び各種補助金の交付を行なう予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業が中止となりました。</p> <p>【クボタスピアーズ】</p> <p>市内小学校を対象とするタグラグビー教室について、11校から申し込みがありました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。</p> <p>【市民体育大会】</p> <p>船橋市教育委員会と船橋市スポーツ協会が共に主催する市民体育大会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため春季大会は全競技中止、秋季大会は5競技のみ実施し6,141人が参加しました。</p> <p>【市民スポーツ教室】</p> <p>船橋市スポーツ協会加盟団体に委託し、7競技を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。</p>	A	<p>【市スポーツ推進委員協議会】</p> <p>市スポーツ推進委員協議会に対し、活動支援及び各種補助金の交付をした。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き、多くの事業が中止となった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、健康ウォーキングを含む多くのスポーツ行事を市内各地で実施することができた(令和3年度:90行事、5,861人)。</p> <p>【スポーツと健康を推進する会】</p> <p>スポーツと健康を推進する会に対し、活動支援及び補助を交付する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業が実施されなかった。</p> <p>【クボタスピアーズ】</p> <p>市内小学校を対象とするタグラグビー教室について、2校実施し、266人が参加した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、1校は実施できなかった。</p> <p>【市民体育大会】</p> <p>市教育委員会と市スポーツ協会が主催する市民体育大会について、春季大会は24競技14,070人、秋季大会は22競技10,861人が参加した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により、全競技は開催できなかった。</p> <p>【市民スポーツ教室】</p> <p>スポーツ協会加盟団体に委託して、6競技実施し、679人が参加した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、全教室は実施できなかった。</p>	継続	各団体及びプロスポーツチーム等の多様な主体による活動は、スポーツを推進する上で必要不可欠な活動であることから継続する。	生涯スポーツ課
第1部	(1) ②	1	総合型地域スポーツクラブの設立支援・育成	B	<p>新たなクラブ設立の相談はなく、クラブ数は4クラブと昨年度と変わらずであった。(塚田JSCは休止中)</p> <p>コロナ禍における活動について、活動場所の確保等の相談があり、相談支援を行ったためB評価とした。</p>	B	<p>新たなクラブ設立の相談はなかった。</p> <p>クラブ数は4クラブ(ならだい、八木が谷、薬円台、大穴)と昨年度と変わらずであった。</p> <p>船橋市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に出席する等し、各クラブの活動状況を把握する等の連携に努めた。</p>	継続	地域におけるスポーツ活動における拠点として必要であることから、継続とする。今後も各クラブが活動を継続できるよう支援を行う。	生涯スポーツ課
第1部	(1) ②	2	船橋市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の支援	B	<p>新たなクラブ設立の相談はなく、クラブ数は4クラブと昨年度と変わらずであった。(塚田JSCは休止中)</p> <p>コロナ禍における活動について、活動場所の確保等の相談があり、相談支援を行ったためB評価とした。</p>	B	<p>新たなクラブ設立の相談はなかった。</p> <p>クラブ数は4クラブ(ならだい、八木が谷、薬円台、大穴)と昨年度と変わらずであった。</p> <p>船橋市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に出席する等し、各クラブの活動状況を把握する等の連携に努めた。</p>	継続	地域におけるスポーツ活動における拠点として必要であることから、継続とする。今後も各クラブが活動を継続できるよう支援を行う。	生涯スポーツ課
第1部	(1) ③	1	指定管理施設の活用	A	<p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの大会や試合の開催が見送られました。</p> <p>そのような状況の中で、総合体育館では、人数制限など感染症対策を施した上で千葉ジェッツふなばしのホームアリーナとしてBリーグの試合を開催するなど、可能な範囲において、「観る」スポーツの場として施設の活用を図りました。</p> <p>また、武道センターについても、武道競技における市の中心的な活動の場として、施設および設備の提供を行いました。</p>	A	<p>船橋市総合体育館では、Bリーグ所属の千葉ジェッツふなばしのホームアリーナということもあり、令和3年度では優勝記念モニュメントをサブアリーナ入口に設置して、多くの利用者にとってプロスポーツをより身近に感じることができるものとなった。</p>	継続	今後、新型コロナウイルス感染症の規制緩和が予想される中で、指定管理者が作成した事業計画書に基づき、レッスンやイベントなど指定管理者の独自性を活かした事業をより一層推進していく。	生涯スポーツ課
第1部	(1) ④	1	スポーツ施設予約システムの活用	A	<p>利便性の向上及び公平性の観点から、令和3年4月分より新たに藤原運動広場の予約をシステムを通じて行うこととし、同年2月21日より抽選申込みを開始した。</p> <p>システムのトップページを活用し、休館や利用制限のお知らせを可能な範囲で掲載した。</p>	A	<p>令和3年11月に体育施設の名称をいくつか変更した際に、予約システムについても同じタイミングでシステム内の名称を変更することができた。</p> <p>また、同システムの利用案内において、市民より問い合わせ多い操作について、図を用いて掲載することで、問い合わせ件数が減少した。</p>	継続	利用者の意見に耳を傾け、予約システムの利便性をより向上できるよう引き続き努めていく。	生涯スポーツ課
第1部	(2) ①	1	ふなばし市民大学校(スポーツコミュニケーション学科)の充実	D	<p>スポーツコミュニケーション学科において、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進役として活躍できるよう、また障害者や高齢者への理解も含めたカリキュラムの充実を図ります。</p>	D	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は休校としたため、実績なし。</p>	継続	修了生は地域のスポーツ振興に寄与している。	社会教育課
第1部	(2) ①	2	スポーツ推進委員協議会の各種研修会等への支援	D	<p>スポーツ推進委員のめざす方向や地域スポーツの今日的な課題について研究協議し、スポーツ推進委員の資質向上を図るとともに、生涯スポーツの振興に資することを目的として開催される、全国・関東・県等で行われる各種研究大会への参加を支援する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、全国・関東の研究大会が中止に、県の研究大会が令和3年度に延期となりました。</p> <p>また、その他県で行われる初任者研修会、学びと集い2020についても中止となっています。</p>	D	<p>県初任者研修会は、予定通り開催されたため参加を支援した。ただし、全国・関東・県で行われる研究大会、県研修会も同様に参加支援予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。</p>	継続	スポーツ推進委員の資質向上のため、参加の支援を継続する。	生涯スポーツ課
第1部	(2) ②	1	スポーツ指導者の発掘	D	<p>ふなばし市民大学校スポーツコミュニケーション学科の卒業生を、スポーツ指導者として活用していきます。</p>	D	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種事業が中止となり、卒業生の具体的な活用に至らなかったためD評価とした。</p>	継続	スポーツ活動を支える人材として必要不可欠であることから、継続とする。ふなばし市民大学校と連携し、卒業生の活用方法を検討していく。	生涯スポーツ課



事業一覧表

目指すべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでもきがるに楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態。

- 第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
- 第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- A 何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。 継続
- B 何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。 拡大
- C 事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。 縮小
- D 事業を実施できなかった。 廃止  
未定

施策の方向	事業名	事業内容	取り組み内容	令和2年度評価		令和3年度評価		今後の方向性		担当課	
				評価区分	評価	評価区分	評価	方向性	左記の理由や今後の具体的な取組		
第1部	(2)	②	2	競技スポーツ指導者等との連携の強化	D	市民スポーツ教室は、船橋市スポーツ協会加盟団体に委託し、ソフトテニス・バレーボール・バドミントン等の7競技を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。また、主に小学生低学年を対象とするスイミング教室についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、計画する全ての教室は実施できなかったが、市スポーツ協会加盟団体に委託し、6競技で679人が参加した。競技スポーツの強化及び生涯スポーツの振興を図ることを目的とし、市スポーツ協会加盟団体が行うスポーツ講習会は3競技1,011人が参加した。	継続	引き続き市スポーツ協会等と連携していく。	生涯スポーツ課
第1部	(2)	②	3	各コミュニティにおけるスポーツ活動の啓発強化	D	スポーツ推進委員協議会が行う健康ウォーキング及び各地区で行う行事等であってスポーツを推進すると認められる事業に対し補助金を交付しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの事業が中止となり、行事数は9、参加者数は249人でした。スポーツと健康を推進する会及び地区自治会連絡協議会等の団体が行う行事等であって、スポーツをとおしてコミュニティ作り役に役立てる事業等に対し補助金を交付する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。	B	市スポーツ推進委員協議会が行う健康ウォーキング及び各地区で行う行事等であってスポーツを推進すると認められる事業に対し補助金を交付する。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、健康ウォーキングを含む多くのスポーツ行事を市内各地で実施することができた(令和3年度:90行事、5,861人)。スポーツと健康を推進する会及び地区自治会連絡協議会等の団体が行う行事等であって、スポーツをとおしてコミュニティ作り役に役立てる事業等に対し補助金を交付する。令和3年度は、地区自治会連絡協議会(1地区)に対し、補助金を交付した。	継続	スポーツの推進とコミュニティ作りの役割を担う各コミュニティにおけるスポーツ活動は重要であることから継続する。なお、地区自治会連絡協議会に対する補助については、人数要件を撤廃し交付することとした。	生涯スポーツ課
第1部	(3)	①	1	健康教育の充実	B	各保健センターにおいて、市民の健康保持・増進や生活習慣病予防等のために、運動習慣づくり教室等、健康教育事業を推進・充実します。また、各保健センターと他の施設、他課と連携を図りながら、地域に外向いて地域住民の健康づくりの支援・啓発をします。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、保健センター保健師がコロナ応援対応となったことから、教育事業の中止・縮小を図った。緊急事態宣言解除後の11～12月については感染症予防対策を講じ、運動教室および地区健康教育を実施することができた。事業およびイベントの中止により、健康教育回数が激減したため、評価をBとした。	継続	感染症予防対策を講じ、予定している健康教育はできるだけ実施していく。	地域保健課
第1部	(3)	①	2	公民館等におけるスポーツ教室の開催	B	令和2年度は学級講座14事業(延参加者数691人)、集会活動23事業(延参加者数618人)と、新型コロナウイルスの影響により事業数・参加者数ともに前年度から大幅に減少しました。なお、事業実施にあたり各館で感染対策を十分に施し、地域住民の健康に寄与する場の提供に努めた。	A	学級講座18事業(延参加者数1,410人)、集会活動28事業(延参加者数1,598人)と、新型コロナウイルスの影響があったものの、事業数・参加者数ともに前年度から増加しました。なお、事業実施にあたり各館で感染対策を十分に施し、地域住民の健康に寄与する場の提供に引き続き努めた。	継続	令和3年度は、新型コロナウイルスの影響を多少受けたものの、公民館施設の休館期間が短く、概ね当初の事業計画を実施できたことで事業数・参加人数が増加した。今後は、コロナ禍による高齢者の引きこもりによる運動不足解消のためのシルバーリハビリ体操や、ハッピーサタデー事業における小学生向け軽スポーツの実施など継続的に実施していく。また、地域の団体と協力して、ウォーキングなどの事業も継続して実施していく。	中央公民館
第1部	(3)	②	1	学校における健康相談	B	個人に寄り添った健康相談をしており、健康相談しやすい雰囲気づくりに努めている。学校内で情報を共有をし、連携を心掛けているが、うまく連携ができていない部分もあるので工夫が必要である。コロナ禍において、児童生徒の不安感が高まっており、健康相談活動の重要性は高まっている。	B	個人の保健管理状況の把握と健康相談を行っている。食物アレルギーに関する研修会実施等を通して、個別支援の情報共有と対応力の向上を目指している。	継続	新型コロナウイルス感染症流行下での生活や心身の変容に合わせた対応が課題のため。	保健体育課
第1部	(3)	②	2	成人健康相談	B	地域において公民館・町会・自治会等との連携を図りながら、生活習慣病予防や健康づくり全般に関する相談事業を推進します。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、保健センター保健師がコロナ応援対応となったことから、相談事業の中止・縮小を図り、保健センター来所者への健康相談実施に留まった。事業およびイベントの中止により、健康相談回数が激減したため、評価をBとした。	継続	感染症予防対策を講じ、予定している健康相談はできるだけ実施していく。	地域保健課
第1部	(3)	③	1	各種健康・体力づくり講習会、研修会の開催支援	D	市民一人ひとりが、自主的に体力づくりができるよう、スポーツ団体や関係機関が行う健康・体力づくりに関する講習会や研修会の開催に関し、会場及び講師の紹介について支援します。	D	スポーツ体験会・教室を実施する、スポーツと健康を推進する会が主催する「スポーツの祭典」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。	継続	様々な状況下において、市民一人ひとりが気軽に参加でき、自主的に体力作り等できる機会を提供するために継続して支援します。	生涯スポーツ課
第1部	(3)	③	2	公園を活用した健康づくり事業の検討	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から市事業として中止。感染症予防対策を講じ、11月15日～12月25日一時事業再開したが感染症予防対策を講じることが難しい公園については退会という残念な結果となった。令和2年12月26日～令和3年3月31日についても市事業中止となった他、イベント・交流会も中止等となり、従前からの実施公園代表者との交流等も少なく、実施公園数の増加に向けたアプローチができなかった。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、9月は市事業として中止。その他は感染症予防対策を講じ、平時に近い状況で実施ができた。しかし、実施会場数の増加に向けて、関係団体等へ事業説明及び周知を行ったが、増やすことはできなかった。	継続	感染症予防対策を講じ、公園を活用した健康づくりを実施していく。	地域保健課
第1部	(3)	③	3	親子教室等の開催	D	児童ホームにおいて、親子ふれあい教室等成長過程に合わせた体力づくりなどの事業を推進します。	A	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年2月29日から令和2年6月14日及び令和2年12月26日から令和3年3月31日まで休館し、事業を中止した影響もあり、実施が困難であった。	継続	引き続き感染症対策に配慮しながら事業を実施していく。	地域子育て支援課



事業一覧表

目指すべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでもきがるに楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態。

- 第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
- 第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- A 何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。 継続
- B 何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。 拡大
- C 事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。 縮小
- D 事業を実施できなかった。 廃止  
未定

施策の方向	事業名	事業内容	取り組み内容	令和2年度評価		令和3年度評価		今後の方向性		担当課		
				評価区分	評価	評価区分	評価	方向性	左記の理由や今後の具体的な取組			
第1部	(3)	③	4	公的トレーニング施設の整備	船橋市総合体育館(船橋アリーナ)や運動公園体育館等にあるトレーニング施設の整備に努めるとともに、安心してトレーニングができ、気軽に相談できるよう、指導者の配備を図っていきます。	A	船橋市総合体育館については、令和3年度からの指定管理者切替に伴い、トレーニング機器の入れ替え等リニューアルを行った。運動公園では、令和3年から指定管理者を導入し、トレーニング機器の入れ替えやカーペットの敷設を行い、また、利用者と良好なコミュニケーションが取れるよう努めた。	A	船橋市総合体育館は、ふなばしスポーツ健康パートナーズが指定管理者となり、新規の自主事業としてトレーニング機器の入替を行い、統一性や機能が向上した。	拡大	未だ新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、市の公共施設利用基準をふまえながら感染症対策にも工夫を凝らして運営を行っていく。	生涯スポーツ課
第1部	(4)	①	1	スポーツ交流事業の助言	スポーツ団体や国際交流団体に呼びかけ、スポーツ交流事業の推進に向けて、積極的に助言していきます。	D	姉妹・友好都市交流におけるスポーツ交流事業の機会がなかったため。	D	姉妹・友好都市交流におけるスポーツ交流事業の機会がなかったため。	継続	第二次計画より進捗管理を生涯スポーツ課に変更し、外国人を含めた市民の誰もが参加できるスポーツイベントを推進する。【生涯スポーツ課】	国際交流課
第1部	(4)	①	1	市民レベルでの交流活動との連携	スポーツ・レクリエーション活動や地域行事に、外国人住民が気軽に参加できるよう、関係団体に情報提供します。	B	新型コロナウイルスの影響で、スポーツ・レクリエーション活動や地域行事の機会が少なかったが、市ホームページの親子遊びやウォーキングの動画などを家で過ごす外国人住民に向けて「やさしい日本語」で情報提供を行った。	D	スポーツ・レクリエーション活動や地域行事の機会がなかったため。	継続	第二次計画より進捗管理を生涯スポーツ課に変更し、スポーツイベントに外国人住民が気軽に参加できるよう、関係団体に情報提供を行う。【生涯スポーツ課】	国際交流課
第2部	(1)	①	1	全市レベルのスポーツイベントの支援	スポーツ推進委員協議会やスポーツと健康を推進する会等が企画・運営している「スポーツの祭典」、「ジョイ&スポーツ」などの全市的なイベントを支援します。	D	スポーツ推進委員協議会及びスポーツと健康を推進する会に対し、活動支援及び各種補助金の交付を行なう予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。	B	スポーツ推進委員協議会が行う、健康ウォーキングに補助金を交付し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施することができた(令和3年度:159人)。スポーツと健康を推進する会が行う「スポーツの祭典」、「ジョイ&スポーツ」は対し、活動支援及び各種補助金を交付する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、中止となった。	継続	市民がスポーツに触れる機会として、全市的なイベントは必要不可欠であることから、継続して支援等を行う。	生涯スポーツ課
第2部	(1)	①	2	地域スポーツイベントへの支援	地区による人口格差や少子高齢化、活動場所の確保などの課題をふまえ、地域住民自らが主体的にスポーツ活動に取り組めるよう、24地区で行われる各地区のスポーツイベントを支援します。	B	スポーツ推進委員が市内の5ブロック24地区に分かれて実施する地区スポーツ振興事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの事業を中止しました。また、スポーツ推進委員協議会の主催事業の、市内一円を歩く「元気ふなばし健康ウォーキング」については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。	B	スポーツ推進委員協議会に対し、活動支援及び各種補助金の交付をした。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き、多くの事業が中止となった。しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き、多くの事業が中止となった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、健康ウォーキングを含む多くのスポーツ行事を市内各地で実施することができた(令和3年度:90行事、5,861人)。また、地域住民が主体となって行う、地域スポーツ奨励事業に対し補助金を交付した。(令和3年度:1行事217人)	継続	地域に根差したスポーツ活動が行われるよう継続して支援する。	生涯スポーツ課
第2部	(1)	②	1	市民スポーツ教室の開催	多様な市民ニーズの把握に努め、市民自らが主体的にスポーツ活動に取り組めるようスポーツ教室を船橋市体育協会加盟団体と連携し開催します。	D	市民スポーツ教室は、船橋市スポーツ協会加盟団体に委託し、ソフトテニス・バレーボール・バドミントン等の7競技を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。また、主に小学生低学年を対象とするスイミング教室についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。	B	スポーツ協会加盟団体に委託し、6競技実施で679人が参加した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、全教室は実施できなかった。	継続	市民が主体的にスポーツ活動を行えるよう、関係団体や指定管理者と連携していく。	生涯スポーツ課
第2部	(1)	②	2	公民館等におけるスポーツ教室の開催(再掲)	公民館において、地域住民のニーズに応じたスポーツ教室など、健康に関する事業を推進します。	B	令和2年度は学級講座14事業(延参加者数691人)、集会活動23事業(延参加者数618人)と、新型コロナウイルスの影響により事業数・参加者数ともに前年度から大幅に減少しました。なお、事業実施にあたり各館で感染対策を十分に施し、地域住民の健康に寄与する場の提供に努めました。	A	学級講座18事業(延参加者数1,410人)、集会活動28事業(延参加者数1,998人)と、新型コロナウイルスの影響があったものの、事業数・参加者数ともに前年度から増加しました。なお、事業実施にあたり各館で感染対策を十分に施し、地域住民の健康に寄与する場の提供に引き続き努めた。	継続	令和3年度は、新型コロナウイルスの影響を多少受けたものの、公民館施設の休館期間が短く、概ね当初の事業計画を実施できたことで事業数・参加人数が増加した。今後は、コロナ禍による高齢者の引きこもりによる運動不足解消のためのシルバーリハビリ体操や、ハッピーサタデー事業における小学生向け軽スポーツの実施など継続的に実施していく。また、地域の団体と協力して、ウォーキングなどの事業も継続して実施していく。	中央公民館
第2部	(1)	②	3	公園を活用した健康づくり事業の検討(再掲)	運動が習慣づけられるよう、身近な公園を活用した健康づくりを検討し、推進していきます。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から市事業として中止。感染症予防対策を講じ、11月15日～12月25日一時事業再開したが感染症予防対策を講じることが難しい公園については退会という残念な結果となった。令和2年12月26日～令和3年3月31日についても市事業中止となった他、イベント・交流会も中止となる他、実施公園数の増加に向けたアプローチができなかった。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、9月は市事業として中止。その他は感染症予防対策を講じ、平時に近い状況で実施ができた。しかし、実施会場数の増加に向けて、関係団体等へ事業説明及び周知を行ったが、増やすことはできなかった。	継続	感染症予防対策を講じ、公園を活用した健康づくり実施していく。	地域保健課
第2部	(1)	③	1	各種媒体の活用	ミニコミ紙等各種メディアを通じて、市民がスポーツ情報を入手できるよう連携します。また、生涯スポーツ課のホームページの活用や、各体育施設に行事予定の看板等を設置するなど、市民にスポーツ行事をわかりやすく提示できるようにします。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの大会等が中止となりましたが、開催の際には、ホームページや広報紙を使って市民に周知しました。令和3年度からの供用開始に向けて、藤原運動広場と大神保町まちかどスポーツ広場の施設情報を市ホームページに新たに掲載しました。また、指定管理施設については、管理者独自のホームページで体育施設の行事予定を掲載したり、教室事業の周知を行いました。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの大会等が中止になったが、開催の際には、ホームページや広報紙を使って市民に周知した。	継続	市民のニーズに対応した情報を発信するとともに、情報を発信する対象により、発信方法を変える等、効果的な情報発信を実施していくとともに、市ホームページでは、ページ数が多くなり、情報が得られにくくなることもあるため、必要な情報を整理して分かりやすく掲載し、管理を徹底していく。	生涯スポーツ課
第2部	(1)	③	2	スポーツ関係団体との連携	スポーツ情報を集約するため、船橋市体育協会、船橋市スポーツ推進委員協議会、船橋市スポーツと健康を推進する会等の関係団体と連携し、各地域のスポーツ行事を市民に向け、情報発信を行うよう努めます。	B	各団体の事業の広報は、主に広報紙を使ったものでした。市公式ホームページ、TwitterやFacebookの活用及び行事等のわかりやすい掲示物の検討が必要となっている。	B	新型コロナウイルスの感染状況に合わせ、各種イベントの開催状況や各施設の利用制限の強化又は緩和について、ホームページや掲示物等を通して迅速に利用者及び利用団体に伝えることができた。	拡大	引き続き、各種イベントや各施設についての情報を迅速に伝えることができるよう努めていく。また、ホームページに掲載している情報についても常に最新のものになっているようアップデートを行う。Twitter等のSNSを積極的に活用していきます。	生涯スポーツ課



事業一覧表

目指すべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでもきがるに楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態。

- 第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
- 第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- A 何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。 継続
- B 何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。 拡大
- C 事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。 縮小
- D 事業を実施できなかった。 廃止  
未定

施策の方向	事業名	事業内容	取り組み内容	令和2年度評価		令和3年度評価		今後の方向性		担当課
				評価区分	評価	評価区分	評価	方向性	左記の理由や今後の具体的な取組	
第2部	(1) ④	1	スポーツ事業への協力と連携	D	新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、東京2020大会が1年延期となったため、アメリカ男子体操チームの事前合宿及び大会期間中の練習の受け入れも2021年に延期となりました。	A	新型コロナウイルス感染症が拡大した中であつたが、受入れマニュアルを作成し、感染対策を徹底したうえで、アメリカ男子体操チームの事前合宿及び東京2020大会期間中の練習受け入れを行った。	継続	大規模大会への協力は市のみならず、国・県のスポーツ推進に寄与することから、今後も協力していく。	生涯スポーツ課
第2部	(2) ①	1	小中学校における個に応じた指導の充実	B	要請訪問を通して、個に応じた課題を持ち、課題解決の為の場を選んだり、工夫したりしながら運動に親しむようになった。コロナ禍のため学校訪問や要請訪問が中止となった学校もあり、個に応じた指導の充実を図るには厳しい状況でもあつた。	B	運動の楽しさを味わう事を重視した学習を通して、学習の方向性に基づき自己の課題を把握し、具体的な活動内容を決定していく個に応じた指導を行った。	継続	豊かなスポーツライフの実現のために、運動の楽しさを味わい、さらに深めていける個に応じた指導が大切なため。	保健体育課
第2部	(2) ①	2	研修の充実と指導者の資質の向上	B	体育主任研を通して、各校の実態に応じた年間指導計画を立案し指導内容の充実や実技研修、授業研究等の校内研修を充実させるとともに、校内研修にも積極的に参加し、指導力を高めます。	B	系統性を踏まえた年間指導計画の作成に関して、体育主任研修会で説明し各校において部会を充実するよう説明を行った。要請訪問を通して校内の研修に参加を行った。	継続	生きる力の育成を図るため、系統性を意識し教育計画を作成することが重要になるため。	保健体育課
第2部	(2) ①	3	学校体育施設・用具の安全管理の徹底	B	年1回、体育主任に対し、安全管理について研修を行うとともに、各学校を巡回し、施設、遊具の点検を実施し、必要に応じ修理を行います。	B	年度当初の体育主任研修会において、安全管理についての研修を実施した。全校を巡回し、施設、遊具の点検と必要に応じた修繕等を実施した。	継続	安全管理の徹底を図り、施設、遊具の修理は今後も必要なため。	保健体育課
第2部	(2) ①	4	安全点検の徹底	B	年1回、安全主任に対し、安全点検の研修を行うとともに、月1回の安全点検を実施し、施設、用具等の安全の確認の徹底を図っています。	B	安全主任研修会を通じて、観点を示し、施設や用具の安全確認の徹底を図った。	継続	年1回の研修と月1回の安全点検を実施し、安全確認の徹底を図るため。	保健体育課
第2部	(2) ②	1	教育活動をおとした体力向上の推進	B	体力向上や健康・安全に関する指導については、学校全体としての指導体制を確立し組織的な活動を推進します。	B	体力向上推進委員会及び体育部会を中心に学校全体で指導体制を確立し、体力向上、健康・安全に関する指導について実施するよう体育主任研修会にて促した。	継続	学校全体をととして、組織的に取り組むことが重要なため。	保健体育課
第2部	(2) ②	2	体力向上推進委員会の充実	B	各学校で設置している体力向上推進委員会を中心に、教育活動全体を通じて意図的・計画的に見習生等の体力の向上を図ります。	B	体力向上推進委員会において自校の体力テストの結果を分析し、年間の取り組みについて検討し取り組むように促した。	継続	自校の実態に応じた取り組みを年間をととして行い体力向上を図る必要があるため。	保健体育課
第2部	(2) ③	1	教育活動指導者の派遣	B	専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小・中学校に対して指導者を派遣し、運動部活動の充実を図ります。	B	運動部活動外部指導者派遣事業と共に部活動指導員配置事業により、指導者を必要としている小・中学校に対して指導者を派遣し、運動部活動の充実を図った。	継続	専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小・中学校へ派遣するため。	保健体育課
第2部	(2) ③	2	運動部活動と生涯スポーツ活動との連携	D	【千葉ジェッツふなばし】 新型コロナウイルス感染症の影響により、ホームタウンPR委託等は中止となりました。 【千葉ロッテマリーンズ】 新型コロナウイルス感染症の影響により、イースタンリーグ観戦招待や野球教室、市民優待等は、中止となりました。	D	【千葉ジェッツふなばし】 新型コロナウイルス感染症の影響により、ホームタウンPR委託等は中止となった。 【千葉ロッテマリーンズ】 新型コロナウイルス感染症の影響により、イースタンリーグ観戦招待や野球教室、市民優待等は、中止となった。	継続	新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえることを前提に、プロスポーツチームに触れる貴重な機会であることから、継続して支援等を行う。	生涯スポーツ課
第2部	(2) ③	3	市立船橋高等学校との連携	D	コロナ禍のため、連携を図るような講習会や合同練習を行うことができなかったためD評価とした。 新型コロナウイルス感染症の影響により、東京2020オリンピックの開催が1年延期されたことにより、事前合宿が行われなかったため、D評価とした。	A	【保健体育課】 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、連携を図っていく合同練習や講習会を実施することができなかった。 【生涯スポーツ課】 新型コロナウイルス感染症が拡大した中であつたが、受入れマニュアルを作成し、感染対策を徹底したうえで、アメリカ男子体操チームの事前合宿及び東京2020大会期間中の練習受け入れを行った。	継続	【保健体育課】 市立船橋高等学校との連携を図り、部活動充実を図ることが市の部活動充実へつながるため。 【生涯スポーツ課】 市立船橋高等学校のスポーツにおける認知度が高く、高い指導力を備えた指導者や高い技術をもった高校生が多いため、市立船橋高等学校と連携することは、市内小中学校の運動部活動の充実につながるかと考える。引き続き、様々な状況下での連携のあり方を検討する。	保健体育課・生涯スポーツ課



事業一覧表

目指すべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでもきがるに楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態。

- 第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
- 第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- A 何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。 継続
- B 何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。 拡大
- C 事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。 縮小
- D 事業を実施できなかった。 廃止  
未定

施策の方向	事業名	事業内容	取り組み内容	令和2年度評価		令和3年度評価		今後の方向性		担当課
				評価区分	評価	評価区分	評価	方向性	左記の理由や今後の具体的な取組	
第2部	(3) ①	1	市スポーツ協会加盟団体への支援	B	船橋市スポーツ協会加盟団体の活動を支援するための補助金として、一部を除く45団体へ補助金を交付しました。市民体育大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため春季大会は全競技中止、秋季大会は5競技のみ実施し6,141人が参加しました。実施した5競技に対しては、活動を支援するため補助金を交付しました。	B	船橋市スポーツ協会加盟団体の活動を支援するための補助金として、一部を除く50団体へ補助金を交付した。市民体育大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全39競技のうち、春季大会は24競技14,070人、秋季大会は22競技10,861人が参加した。実施した競技に対しては、活動を支援するため補助金を交付した。	継続	市民スポーツを推進するため必要不可欠な大会であることから、新型コロナウイルス感染症対策をとることを前提とし、支援を継続していく。	生涯スポーツ課
第2部	(3) ①	2	各種大会開催への支援	B	船橋市教育委員会と船橋市スポーツ協会が共に主催する市民体育大会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため春季大会は全競技中止、秋季大会は5競技のみ実施し6,141人が参加しました。実施した5競技に対しては、活動を支援するため補助金を交付しました。	B	船橋市教育委員会と船橋市スポーツ協会が主催する市民体育大会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全39競技のうち、春季大会は24競技14,070人、秋季大会は22競技10,861人が参加した。実施した競技に対しては、活動を支援するため補助金を交付した。	継続	市民スポーツを推進するため必要不可欠な大会であることから、新型コロナウイルス感染症対策をとることを前提とし、支援を継続していく。	生涯スポーツ課
第2部	(3) ②	1	市民体育大会への支援	B	船橋市教育委員会と船橋市スポーツ協会が共に主催する市民体育大会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため春季大会は全競技中止、秋季大会は5競技のみ実施し6,141人が参加しました。実施した5競技に対しては、活動を支援するため補助金を交付しました。	B	船橋市教育委員会と船橋市スポーツ協会が主催する市民体育大会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全39競技のうち、春季大会は24競技14,070人、秋季大会は22競技10,861人が参加した。実施した競技に対しては、活動を支援するため補助金を交付した。	継続	市民スポーツを推進するため必要不可欠な大会であることから、新型コロナウイルス感染症対策をとることを前提とし、支援を継続していく。	生涯スポーツ課
第2部	(3) ②	2	県民体育大会への支援	D	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため県民大会が中止となり、船橋市スポーツ協会の加盟団体へ、県民大会への派遣費及び県民大会強化練習事業について補助金の交付は行いませんでした。	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、県民大会が中止となったが、今後につなげる取り組みとして船橋市スポーツ協会の加盟団体へ、県民大会への派遣費及び県民大会強化練習事業について補助金の交付を行った。	継続	市民スポーツを推進するため必要不可欠な大会であることから、新型コロナウイルス感染症対策をとることを前提とし、支援を継続していく。	生涯スポーツ課
第2部	(3) ③	1	大規模大会等の支援開催	B	東京2020オリンピックの聖火リレーコースに選ばれていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内のリレーが中止となりました。	A	新型コロナウイルス感染症が拡大した中であつたが、受入れマニュアルを作成し、感染対策を徹底したうえで、アメリカ男子体操チームの事前合宿及び東京2020大会期間中の練習受入れを行った。また、パラリンピック成果の種火を採る会及び聖火フェスティバルについて、船橋市パラスポーツ協議会委員が出席しパラスポーツの普及に努めた。	継続	大規模大会への協力は市のみならず、国・県のスポーツ推進に寄与することから、今後も協力していく。	生涯スポーツ課
第2部	(4) ①	1	各種スポーツ・レクリエーション事業の参加枠の拡大	B	従来、スポーツ・レクリエーション事業の参加枠に限られている傾向にあるので、高齢者を含め市民のだれでもが参加できるよう体育協会、スポーツ推進委員協議会、高齢者関係団体と連携を図りながら、参加枠拡大について検討します。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パラスポーツ体験会等の市主催イベント及び関係団体を実施するイベントは中止となりました。パラスポーツ協議会は、書面会議で開催する等、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら令和2年度は2回開催しました。また、今まで実施してきた事業の内容等を市ホームページで公開する等、情報発信の充実にも努めました。	継続	多くの市民が参加できる事業となるよう、関係団体と連携しながら検討していく。	生涯スポーツ課
第2部	(4) ②	1	高齢者団体のスポーツ・レクリエーション活動の支援	B	各高齢者団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動に対して支援します。	B	令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため各高齢者団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動がおおむね中止となり、支援を行うことが難しい状態であった。	継続	今後も高齢者団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動を支援・促進することで、高齢者の生きがいづくり、健康づくりにつなげる。	高齢者福祉課
第2部	(4) ②	2	高齢者が参加するスポーツ・レクリエーション大会への支援	B	高齢者が参加できるスポーツ・レクリエーション大会の開催を促進・支援し、高齢者の生きがいと健康づくり、地域づくりを推進します。	B	令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため各高齢者団体が実施するレクリエーション交流大会がおおむね中止となり、支援を行うことが難しい状態であった。	継続	今後も高齢者が参加するスポーツ・レクリエーション交流大会を支援・促進することで、高齢者の生きがいづくり、健康づくりにつなげる。	高齢者福祉課
第2部	(5) ①	1	障害のある人の参加できる各種スポーツ・レクリエーション事業の検討	B	障害のある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーション事業について体育協会、スポーツ推進委員協議会、障害者関係団体と連携を図りながら、事業を検討していきます。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パラスポーツ体験会等の市主催イベント及び関係団体を実施するイベントは中止となりました。パラスポーツ協議会は、書面会議で開催する等、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら令和2年度は2回開催しました。また、今まで実施してきた事業の内容等を市ホームページで公開する等、情報発信の充実にも努めました。	継続	パラスポーツ協議会や関係団体と連携しながら、ポッチャ交流大会を継続するほか、障害者が参加できる事業を推進する。	生涯スポーツ課
第2部	(5) ②	1	障害者団体のスポーツ・レクリエーション活動の支援	B	障害者団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動に対して支援します。	B	令和2年度は12事業について補助金を交付し障害福祉団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動等に対して支援を行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予定していた事業の取り止め、規模の縮小を行った団体があった。	継続	今後も継続して障害福祉団体補助金により、支援をしていく。	障害福祉課



事業一覧表

目指すべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでもきがるに楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態。

- 第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
- 第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- A 何らかの形式で事業を実施することができ、事業目標を達成できた。 継続
- B 何らかの形式で事業を実施することができたが、事業目標を達成できなかった。 拡大
- C 事業を実施できなかったが、来年度以降の実施につながる検討や取組を行った。 縮小
- D 事業を実施できなかった。 廃止  
未定

施策の方向	事業名	事業内容	取り組み内容	令和2年度評価		令和3年度評価		今後の方向性		担当課
				評価区分	評価	評価区分	評価	方向性	左記の理由や今後の具体的な取組	
第2部	(5) ②	2	スポーツ・レクリエーション大会の支援	B	例年通り、千葉県障害者スポーツ大会の開催及び参加希望者51名の千葉県障害者スポーツ大会への参加の支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、千葉県障害者スポーツ大会は中止となった。	B	例年通り、千葉県障害者スポーツ大会の開催及び参加希望者51名の千葉県障害者スポーツ大会への参加の支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、千葉県障害者スポーツ大会は中止となった。	継続	今後も継続して、千葉県障害者スポーツ大会開催を支援し、障害者の生きがいがいい健康づくりに努めていく。	障害福祉課
第2部	(5) ③	1	指導者の育成の支援	D	新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者スポーツ指導員養成講習会や船橋市スポーツ推進委員協議会の各種研修会等が中止となった。また、市民中学校も令和2年度は休校となった。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者スポーツ指導員養成講習会や船橋市スポーツ推進委員協議会の各種研修会等、多くの事業が中止となった。また、市民中学校スポーツコミュニケーション学科では障害者スポーツ指導員の育成講座をカリキュラムに取り入れており、10名が新たに指導員となった。	継続	指導員の確保・育成は、障害者のスポーツを推進するにあたって必要不可欠であることから、継続する。	生涯スポーツ課
第2部	(5) ④	1	競技性の高い障害者スポーツの支援方法の検討	B	パラスポーツ協議会は、書面会議で開催する等、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら令和2年度は2回開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パラスポーツ体験会等の市主催イベント及び関係団体が実施するイベントは中止となりました。	B	パラスポーツ協議会は、書面会議で開催する等、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら令和3年度は1回開催した。新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止となったが、新規事業としてポッチャ交流大会を、船橋障がい者スポーツ協会や船橋市スポーツ推進委員協議会と連携を図りながら開催することができた。	継続	今後も船橋市パラスポーツ協議会において意見交換を行い、障害者スポーツの裾野を広げる取組や競技性の向上に努めていく。	生涯スポーツ課
第3部	(1) ①	1	各施設の充実	B	公共建築物保全計画に基づき、運動公園野球場のトイレ・陸上競技場の外壁の改修を行った。	B	運動公園陸上競技場門扉や法典公園給湯管など、老朽化により破損及び故障していた箇所の修繕を行った。	継続	引き続き、老朽化した箇所の修繕や、公共建築物保全計画に基づいた整備を行う。また、運動公園陸上競技場の第2種公認の更新が令和6年度に迫っているため、公認に必要な写真判定機の予算要求を今年度も行う。	生涯スポーツ課
第3部	(1) ②	1	運動広場の整備・拡充	B	令和3年度からの藤原運動広場専用利用開始に向けて、運用方法についての住民説明会を行ったり、利便性向上の観点から広場近隣の法典公民館へ使用手続きの事務委任を行ったりした。また、社会教育課と連携をとりつつ生涯学習施設予約システムへの施設追加を行った。	B	行田運動広場における利用者の音がうるさいという苦情が本年度では多く寄せられたため、令和4年3月に防音シートの設置を行った結果、令和4年6月現在における同様の苦情は寄せられなくなった。	継続	利用者や施設の管理人の声に耳を傾け、十分な整備の実施を継続していく。また、東京オリンピック開催以降スケートボードパークの設置を望む声が多く寄せられているため、新たな広場の確保も継続して行っていく。	生涯スポーツ課
第3部	(1) ②	2	まちかどスポーツ広場の整備・拡充	B	いつでも気軽に利用できるまちかどスポーツ広場を整備していくとともに、引き続き新たな広場の確保に努めます。	B	令和3年度より、北部清掃工場の跡地を大神保町まちかどスポーツ広場として共用開始した。また、令和3年11月には「まちかどスポーツ広場」の区分整理を行うために設置要綱の改正を行い、従来運動広場として位置づけられていた一部の施設をまちかどスポーツ広場と定義した。大神保町まちかどスポーツ広場は、利用団体数が増加していくようであれば今後運用方法の変更を検討する。	拡大	市民からはバスケットコートやスケートボードパークなどの施設設置要望が多くあることから、民有地等を含めて多目的に利用できる新規広場を引き続き探していく。	生涯スポーツ課
第3部	(2) ①	1	学校体育施設開放事業の充実	B	学校体育施設が地域住民のスポーツ活動の拠点となることから、引き続き地域住民が主体的に運営管理していただけるよう、登録の方法、運営委員会の在り方について検討します。また、利用方法、マナーなどについて引き続き指導を行い、よりよい開放事業を目指します。	B	利用を停止した時期もあり、再開後も一部利用制限を設けての活動となったが、身近なスポーツ活動の拠点として引き続き利用されている。開放事業説明会は開催できなかったが、利用の中止、制限の延長や再開等、学校長及び運営委員会とのやり取りも多く、連携を図れた。利用方法やマナーについての苦情については、速やかに学校及び運営委員会会長に連絡し、状況の把握と各団体への周知・指導を行った。	継続	現在の利用制限の解除について、学校と協議し検討していく。苦情については引き続き運営委員会との連携を密にする。全体的に施設の老朽化が見られることから、安全に利用してもらえるよう関係部署との連携を図る。	生涯スポーツ課
第3部	(3) ①	1	民間スポーツ・レクリエーション施設の情報提供	C	3年に1度の国の調査が行われる年ではなかったため、民間のスポーツ施設の実態について把握することは難しく、苦慮した。	C	3年に1度の国の調査が行われる年ではなかったため、民間のスポーツ施設の実態について把握することは難しく、苦慮した。	継続	民間スポーツ・レクリエーション施設については、国が3年に1回実施する調査を通じて実態を把握できるよう努めていく。	生涯スポーツ課
第3部	(3) ①	3	地域にある大学との連携	D	日本大学理工学部を借りて行う予定であった、スポーツ推進委員協議会の地区スポーツ振興事業(マラソン大会)については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。	D	日本大学理工学部を借りて行う予定であった、船橋市スポーツ推進委員協議会の地区スポーツ振興事業(マラソン大会)については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。	継続	新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえることを前提に、引き続き大学等と連携していく。	生涯スポーツ課